

# 八王子市立上柚木小学校 いじめ防止基本方針

## 0 はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであるにとらえ、全力で問題の克服に取り組まなければならない。また、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」「だれもが加害者にも被害者にもなり得る」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

## 1 いじめ問題に対する基本方針策定の意義

いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、八王子市教育委員会、家庭、地域住民その他の関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底するため、総合的かつ効果的に推進するために定めるものとする。

【目指す学校像】学校に関わる全ての人がウェルビーイングを実感できる学校  
合言葉『あいさつ・うやまい・えがお・おもいやり わたしの学校「上柚木小学校」』  
◎わたし＝『児童・保護者・地域・教職員』が楽しみながら学校づくりに参加することで、『自分の居場所と仲間との絆』を感じられる、魅力ある上柚木小学校づくりをすすめる。  
◎保護者・地域の理解と協力、信頼をもとに、創意工夫された教育活動で、子供たち一人一人の良さを生かし、力を育てる

豊かな心・人間性を育成するために、まずは自分を大切に思う心をもたせ「自分も人も大切に作る」豊かな心の育成を目指す。いじめを許さない風土を醸成し、全ての児童にとって、学校が「安心できる自分の居場所」と感じられるようにする。児童一人一人を大切に思い、重大ないじめに発展させない取り組みを行う。

## 2 いじめの定義

いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（【含】インターネットを通じて行われるもの）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、児童が安心して、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにすることが必要である。いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

#### 4 本校の主な取り組み

##### (1) 生活指導・特別活動・道徳教育・言語活動等の充実

- ①「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校いじめ対策委員会では、アンケート内容の確認、Q-U等を用いた児童理解、スクールカウンセラーとの連携等、いじめの早期発見、解消に努める。
- ②「いのちの日」(6月)における校長講話、「生命の尊さ」を共通項目とした道徳授業やいじめ防止に関する授業(年3回)を通して、いじめを許さない気持ちを育てる。
- ③個票システムを活用し不登校及び不登校傾向の児童を早期に把握する。登校支援コーディネーターを核とした月1回の登校支援校内委員会で、個別の状況に応じた支援を組織的に実施する。
- ④義務教育9年間で身に付けるICT活用技能の目標を明らかにするとともに、系統的な情報リテラシー教育を推進することで、安全に情報社会と接するためのスキルを身に付けさせる。そのために、各教科において発達段階に応じた活用方法を検討し、日常的に取り組みさせる。
- ⑤特別の教科道徳では、自分なりの考えや解決方法を導き出せる授業を通して、自他を大切にできる受容と寛容、生命の尊さ、気持ちの良いあいさつ、言葉遣い、動作、礼儀を心掛け、互いを思いやり、助け合いながら明るく学校生活を送ろうとする心情を育む。
- ⑥異学年交流活動として、たてわり班活動を行い、児童一人一人の良さを発揮するとともに、互いに思いやる気持ちを育み、より良い人間関係を築くことのできる社会性を養う。
- ⑦学校経営方針として「いいところ応援計画」を全学級で1実践以上実施し、互いの良さや可能性を発揮できる学習環境づくりに取り組む。
- ⑧言語活動を充実させることにより情操教育を推進する。  
朝の時間などを活用して、言葉についての学習を行う。  
教科書の音読や暗唱、読書活動を充実させることで言語感覚を育て、言葉の力を豊かにする。
- ⑨家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

##### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①学校いじめ対策委員会(【含】いじめ・体罰の防止・非行等の対策のための組織)を週1回開催し、定期的に児童の情報を共有し組織的に対応する。また、即時対応のために臨時招集する。

【構成】校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・教務主任・当該学年・養護教諭 特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー
--

- ②「生活指導夕会」(毎週火曜)で、各学級・学年の生活の様子・課題の共通理解を図る。
- ③「ふれあい月間」を通じて、児童間・児童教員間の「ふれあい」を意識する機会とする。
- ④学校生活・個々の悩み(いじめ等)に関する児童アンケートを月1回実施し、児童の様子を把握し全職員で共有し対応する。
- ⑤子ども見守りシートを活用し、家庭と学校が共通理解をして児童を見守る体制をつくる。
- ⑥状況把握の必要な児童については、個票システムで八王子市に報告し、長期休業中にも状況を把握できるように努める。

- ⑦スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ⑧「セーフティ教室」を活用し、児童・保護者へ「いじめ」に対する認識を高めると共に警告を促す。
- ⑨学校だより・学年だより等を活用して、保護者に「いじめ」に対する情報提供と「いじめ防止」に対する注意喚起、豊かな心の育成を促す。
- ⑩年度開始時の保護者会において、上柚木小学校のいじめ防止基本方針について説明する。また、地域・関係機関等に向けてはホームページに掲載し周知する。

(3) インターネット・携帯電話等の情報機器を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭でのルール設定など、協力を依頼する。
- ②「セーフティ教室」を通して、児童は、様々な情報に対するルール・マナーを学ぶ。保護者は、児童のおかれている現状を認識し、情報機器の取り扱わせ方等を学ぶ。

## 5 いじめが発生した場合の対応

- (1) 学校いじめ対策委員会でいじめを認知し、対応の方針を協議する。いじめの認知から3日以内に、いじめの事実確認と確認した事実を保護者に報告する。
- (2) いじめを受けた児童の安全確保と不安解消、その保護者に対する不安解消等の支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する組織的な指導及びその保護者に対する組織的な助言等を行う。  
※いじめの加害・被害・児童・保護者に関わらず、SC等、心のケアについて対応する。
- (4) 重大事態につながらないように、いじめ再発防止措置として、当該学級・学年には可能な限り、複数の大人を配置する。教職員等が連携、役割分担して学校が組織的に対応する。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (6) 毎週金曜日の学校いじめ対策委員会、生活指導夕会等で、いじめの経過報告等を行い、全職員で共通理解を図る。
- (7) 事実・対応・指導内容を時系列にして記録に残す。
- (8) いじめの事実確認に伴い、いじめをやめさせた後、指導や不安解消のための支援を含め、3か月間は、学校いじめ対策委員会を中心に学校体制で経過を見守る。
- (9) 必要に応じて、八王子市スクールロイヤーに相談し、指導を受けて対応する。

## 6 重大事態への対処

**【重大事態とは】**

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（いじめ法第28条第1項第1号）。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号）。
- 児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったとき。

- (1) 被害児童・保護者に対する説明や、加害児童・保護者への確認を徹底する。
- (2) 重大事態に発展する可能性のあるものは市に認知報告書を提出する（解消後3か月の見守り期間が終了した時点で、いじめを受けた児童と保護者の了承を得た後に、対応・解消報告書を提出する）。
- (3) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。